

仙台市ガス小売供給選択約款

(業 務 用 季 節 別 契 約)

平成29年4月1日 実施

仙 台 市 ガ ス 局

目 次

- 1 目的
- 2 小売選択約款の実施及び適用
- 3 小売選択約款の変更
- 4 用語の定義
- 5 適用条件
- 6 使用の申し込み
- 7 契約の成立
- 8 使用量の算定
- 9 料金
- 10 単位料金の調整
- 11 精算額
- 12 名義の変更
- 13 契約の変更又は解約
- 14 契約の解約に伴う契約中途解約精算額
- 15 緊急調整時の措置
- 16 その他

附 則

(別 表)

- 1 早収料金及び消費税等相当額の算定方法
- 2 料金表

1 目的

この仙台市ガス小売供給選択約款（以下「小売選択約款」といいます。）は、負荷調整を推進しつつ本市の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的かつ経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2 小売選択約款の実施及び適用

- (1) この小売選択約款は、本市が仙台市ガス供給条例（平成8年条例第37号）第30条に規定する選択供給条件により行う小売供給の実施に関し、必要な事項を定めたものです。
- (2) この小売選択約款は、5の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。
- (3) この小売選択約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売選択約款の趣旨に測り、その都度お客さまと本市との協議によって定めます。

3 小売選択約款の変更

- (1) 本市は、本市が定める仙台市ガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）を変更した場合、法令の改正により小売選択約款の変更の必要が生じた場合又はその他本市が必要と判断した場合には、この小売選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の小売選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの小売選択約款の変更に異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売選択約款の変更に伴い、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行う場合は、お客さまへの通知又はインターネット上での開示その他本市が適当と判断した方法（以下「本市が適当と判断した方法」といいます。）により行い、変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付を行う場合は、本市が適当と判断した方法により行い、本市の名称及び所在地、契約年月日、変更をした事項並びにお客さま番号（お客さまごとに付与する、ガスの供給地点を特定する番号をいいます。）を記載いたします。
- (4) この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合は、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行うことについては、原則としてインターネット上での開示を行います。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付は行いません。

4 用語の定義

この小売選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「契約最大時間流量」とは、契約期間における1時間当たりの最大の使用予定量をいいます。

- (2) 「契約月別使用量」とは、各料金算定期間の使用予定量をいいます。なお、各料金算定期間は、その各料金算定期間の末日が属する月をもって表示いたします。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「実績年間使用量」とは、契約期間における実績使用量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいい、小数点以下を切り捨てます。
- (6) 「実績月平均使用量」とは、実績年間使用量を12で除した量をいい、小数点以下を切り捨てます。
- (7) 「最大需要期」とは、11月の定例検針日の翌日から3月の定例検針日までの期間をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示し、小数点以下を切り捨てます。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1ヶ月当たり平均契約月別使用量}} \times 100$$

- (9) 「実績年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示し、小数点以下を切り捨てます。

$$\text{実績年間負荷率} = \frac{\text{実績月平均使用量}}{\text{最大需要期の1ヶ月当たり平均実績月別使用量}} \times 100$$

- (10) 「契約最大時間流量倍率」とは、契約年間使用量を契約最大時間流量で除したものをいい、小数点以下を切り捨てます。
- (11) 「実績最大時間流量倍率」とは、実績年間使用量を実績最大時間流量で除したものをいい、小数点以下を切り捨てます。

5 適用条件

この小売選択約款は、次の全ての条件を満たし、この小売選択約款の適用を希望する場合に適用いたします。

- (1) 契約年間使用量が、50万立方メートル未満であること。
- (2) ガスメーターの能力及び契約最大時間流量が、6立方メートル以上であること。
- (3) 契約最大時間流量倍率が400倍以上又は契約年間負荷率が65パーセント以上であること。
- (4) 契約月平均使用量が、820立方メートル以上であること。
- (5) 不測の需給逼迫等の緊急時において、本市が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

6 使用の申し込み

- (1) この小売選択約款に基づくガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売選択約款を承諾の上、本市にガス使用の申し込みをしていただきます。
- (2) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等本市が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。

7 契約の成立

- (1) この小売選択約款に基づく契約は、本市が6(1)のガス使用の申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (2) 契約最大時間流量は、原則としてガスメーターの能力と同一といたします。ただし、お客さまが

希望される場合には、負荷計測器を設置の上、契約開始又は更新に先立つ前 12 か月の負荷計測器により算定された 1 時間当たりの最大の使用量（以下「実績最大時間流量」といいます。）を以て契約最大時間流量といたします。なお、算定された実績最大時間流量が 6 立方メートル未満の場合には、契約最大時間流量は 6 立方メートルとし、お客さまが契約開始又は更新に先立つ前 12 か月の使用実績がなくこの小売選択約款に基づく契約の申し込みをされる場合には、本市と協議の上、契約最大時間流量を定めるものといたします。

- (3) 契約年間使用量及び契約月別使用量は、契約開始又は更新に先立つ前 12 か月のそれぞれの実績使用量と同一といたします。ただし、お客さまが契約開始又は更新に先立つ前 12 か月の使用実績がなくこの小売選択約款に基づく契約の申し込みをされる場合は、本市と協議の上、当該それぞれの契約内容を定めるものといたします。
- (4) 契約期間は次のとおりといたします。
- ① 契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
 - ② 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、この小売選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後も同様といたします。
- (5) 本市は、お客さまがこの小売選択約款に基づく契約の契約期間満了前に解約し、再度同一需要場所でこの小売選択約款の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から 1 年に満たないときには、その申し込みを承諾できないことがあります。（小売約款に定める料金を除きます。）ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合にはこの限りではありません（(6) 及び (7) において同じ。）。
- (6) 本市は、お客さまが契約期間において 5 の適用条件を満たせなかった場合には、契約期間満了日から 1 年間、この小売選択約款又は他の小売選択約款の申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 本市は、この小売選択約款に基づく契約の契約期間満了前に他の小売選択約款に基づく契約への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (8) 本市は、お客さまが本市との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この小売選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

8 使用量の算定

- (1) 本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。
- (2) 本市は、お客さまが希望される場合には、負荷計測器を設置し、負荷計測器により実績最大時間流量を算定いたします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、本市とお客さまの協議によりその月における実績最大時間流量を算定いたします。
- (3) 負荷計測器本体費用は本市負担とし、取付関係工事費はお客さま負担といたします。

9 料金

- (1) 本市は、料金の支払いが支払義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に行われる場合には早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収期間の最終日が休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日、日曜日、1 月 2 日、同月 3 日、12 月 29 日から同月 31 日をいいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延長いたします。
- (2) 本市は、8 で算定された使用量に基づき、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 本市は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (4) お客様の都合又は契約違反により、契約を解約又はガスの使用を一時停止した場合には、その月の基本料金は（2）に基づく 1 か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は（2）の従量料金に基づいて算定いたします。
- (5) 料金は、口座振替又は払込みのいずれかの方法により毎月お支払いいただきます。ただし、小売約款 35（1）①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

10 単位料金の調整

- (1) 本市は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の 1（5）のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.080 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.080 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記①又は②の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

83,790 円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表の 1（5）に定める各 3 か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し、10 円単位といたします。）及びトン当たりブタン平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し、10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が 134,060 円以上となった場合は、134,060 円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9516 + \text{トン当たりブタン平均価格} \times 0.0407 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりブタン平均価格は、本市ガス局ホームページ及び事務所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき} \\ & \text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ \text{イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき} \\ & \text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格} \end{aligned}$$

11 精算額

この小売選択約款に基づく契約に関する精算額は、初年度単位料金精算額及び適用条件未達精算額とし、本市は、当該精算額を、お客さまが7(2)なお書の後段及び7(3)ただし書を適用してこの小売選択約款を契約した場合に、原則としてそれぞれの未達が発生した翌月に申し受けるものいたします。なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

(算式)

$$\text{精算額に含まれる消費税等相当額} = \text{精算額} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

(1) 初年度単位料金精算額

契約期間満了時において、実績最大時間流量倍率及び実績年間負荷率を当該契約の契約最大時間流量倍率及び契約年間負荷率にそれぞれ読み替えた場合に適用される基準単位料金が、当該契約に定めた基準単位料金を上回った場合、本市がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を初年度単位料金精算額といたします。

$$\begin{aligned} \text{初年度単位} \\ \text{料金精算額} & = \left(\begin{array}{l} \text{当該契約期間における実績最大時間流量倍率} \\ \text{及び実績年間負荷率を契約最大時間流量倍率} \\ \text{及び契約年間負荷率に読み替えた場合に適用} \\ \text{される当該小売選択約款に規定する各月の単} \\ \text{位料金に基づいて算定した当該契約期間にお} \\ \text{ける各月の料金相当額の合計額} \times 1.03 \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{当該小売選} \\ \text{択約款に規} \\ \text{定する当該} \\ \text{契約期間に} \\ \text{おける各月} \\ \text{の料金の合} \\ \text{計額} \end{array} \right) \end{aligned}$$

(2) 適用条件未達精算額

契約満了時の実績が5(3)又は(4)の条件を満たさなかった場合、本市がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を適用条件未達精算額といたします。

$$\begin{aligned} \text{適用条件} \\ \text{未達精算額} & = \left(\begin{array}{l} \text{当該契約期間における実績使用量及び小} \\ \text{売約款に規定する各月の単位料金に基づ} \\ \text{いて算定した当該契約期間における各月} \\ \text{の料金相当額の合計額} \times 1.03 \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{当該小売選} \\ \text{択約款に規} \\ \text{定する当該} \\ \text{契約期間に} \\ \text{おける各月} \\ \text{の料金の合} \\ \text{計額} \end{array} \right) \end{aligned}$$

12 名義の変更

お客さま又は本市は、契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、当該契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

13 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合又は3(1)の規定によりこの小売選択約款が変更された場合は、双方協議して契約を変更又は解約することができるものいたします。
- (2) 本市又はお客さまに契約違反があった場合(5の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、相互に契約を解約することができるものいたします。
- (3) この契約が解約された場合、本市はその解約後にお客さまから小売約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。この場合、解約後とは当該契約において最後の検針をした日の翌日をいいます。

14 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

本市は、お客さまが7(2)なお書の後段及び7(3)ただし書を適用してこの選択約款を契約し、その後契約の解約があった場合には、13(1)の規定によるものであって本市がやむをえないと判断した場合又は13(2)の規定によるものであって本市に契約違反があった場合を除き、11の精算額を算定せずに次のとおり契約中途解約精算額を契約の解約月に申し受けます。なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

(算式)

精算額に含まれる消費税等相当額 = 精算額 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

$$\text{契約中途解約精算額} = \left(\text{解約日までの各月の実績使用量及び小売約款に規定する各月の単位料金に基づいて算定した当該契約期間における各月の料金相当額の合計額} \times 1.03 \right) - \left(\text{当該小売選択約款に規定する解約日までの各月の料金の合計額} \right)$$

15 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、11の精算額については、双方協議して算定するものいたします。

- (1)
$$\text{定額基本料金割引額} = \frac{\text{定額基本料金}}{\text{基本料金}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$
- (2)
$$\text{流量基本料金割引額} = \frac{\text{流量基本料金}}{\text{料金単価}} \times \frac{\text{契約最大時間流量}}{\text{時間流量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

16 その他

この小売選択約款に定めのない事項については、小売約款を適用いたします。

附 則

1 実施の期日

この小売選択約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

2 小売選択約款の掲示

本市は、この小売選択約款を本市ガス局ホームページ及び事務所において掲示いたします。この小売選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施前までに、この小売選択約款を変更する旨、変更後の小売選択約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。

3 この小売選択約款の実施に伴う切り替え措置

(1) 本市は、平成 29 年 3 月 31 日まで仙台市ガス供給選択約款（業務用季節別契約）（以下「旧選択約款」といいます）の適用があり、平成 29 年 4 月 1 日以降この小売選択約款が適用されるお客さまについて、平成 29 年 4 月 1 日が含まれる料金算定期間の早収料金は、次の算式により算定いたします。

(算式)

早収料金＝旧選択約款適用期間の早収料金＋小売選択約款適用期間の早収料金

旧選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝旧選択約款適用の基本料金×D 1 / D＋旧選択約款 8 の規定に基づき算定した調整単位料金
× V 1

小売選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝小売選択約款の基本料金×D 2 / D＋小売選択約款 10 の規定に基づき算定した調整単位料金
× V 2

(備考)

D ＝料金算定期間の日数（ただし、旧選択約款については仙台市ガス供給約款第 30 条第 5 項の規定が適用される場合、小売選択約款については小売約款に定める 21（6）①から⑤までの規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が 30 日未満又は 36 日以上の場合は、30 とします。）

D 1＝Dのうち平成 29 年 3 月 31 日までの期間に属する日数

D 2＝Dのうち平成 29 年 4 月 1 日以降の期間に属する日数

V ＝料金算定期間の使用量

V 1＝旧選択約款適用期間の使用量＝V－V 2

V 2＝小売選択約款適用期間の使用量＝V×D 2 / D（1 立方メートル未満の端数切り捨て）

(2) 適用する料金表は、旧選択約款適用期間の料金、小売選択約款適用期間の料金とも使用量 V がそれぞれの適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。

(3) 平成 26 年 3 月 31 日以前から仙台市ガス供給選択約款（業務用季節別契約）の適用を受け、平成 26 年 4 月 1 日の改定により旧選択約款に変更後も適用されているお客さまの契約最大時間流量については、平成 26 年 4 月の定例検針日の翌日から負荷計測器が設置される日以後の最初の定例検針日まで、全ガス消費機器の定格入力（キロワット）の合計に 3.6 を乗じたのち標準熱量（メガジュール）で除し小数点以下を切り捨てたものとし、その後はお客さまとの協議によって定め

るものといたします。

(別 表)

1 早収料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 料金表の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金表の「冬期」は、料金算定期間の末日が 11 月の定例検針日の翌日から 3 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。
- ② 料金表の「その他期」は、料金算定期間の末日が 3 月の定例検針日の翌日から 11 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

(2) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(3) 基本料金は、定額基本料金及び流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じて算定いたします。

(4) 従量料金は、基準単位料金又は 10 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(5) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用

いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(6) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。
なお、1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 定額基本料金

1か月につき	19,116.00円
--------	------------

(2) 流量基本料金

1立方メートルにつき	432.00円
------------	---------

(3) 基準単位料金

- ① 契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が75パーセント以上の場合、料金表その1を適用いたします。
- ② 契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ小型空調機器（エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力105.5kW（30US・RT）以下のガス吸収式の機器をいいます。）及びガス消費量の合計が50kW以上となるその他のガス消費機器を使用する場合、料金表その1を適用いたします。
- ③ 契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が65パーセント以上75パーセント未満の場合、料金表その2を適用いたします。
- ④ 契約最大時間流量倍率が400倍以上600倍未満かつ契約年間負荷率が75パーセント以上の場合、料金表その2を適用いたします。
- ⑤ 契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が65パーセント未満の場合、料金表その3を適用いたします。
- ⑥ 契約最大時間流量倍率が400倍以上600倍未満かつ契約年間負荷率が65パーセント以上75パーセント未満の場合、料金表その3を適用いたします。

- ⑦ 契約最大時間流量倍率が 400 倍未満かつ契約年間負荷率が 75 パーセント以上の場合、料金表その 3 を適用いたします。
- ⑧ 契約最大時間流量倍率が 400 倍以上 600 倍未満かつ契約年間負荷率が 65 パーセント未満の場合、料金表その 4 を適用いたします。
- ⑨ 契約最大時間流量倍率が 400 倍未満かつ契約年間負荷率が 65 パーセント以上 75 パーセント未満の場合、料金表その 4 を適用いたします。

1 立方メートルにつき	冬 期	その他期
料金表その 1	120.75 円	110.17 円
料金表その 2	127.02 円	116.43 円
料金表その 3	129.61 円	119.03 円
料金表その 4	132.20 円	121.62 円

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに、10 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。